

## 税制改正等の内容

- 平成30年3月31日付で所得税法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第7号）が公布され、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われています。

1 少額投資非課税制度（NISA）について、非課税適用確認書等の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出をして非課税口座が開設できることとされました。

この改正は、平成31年（2019年）1月1日以後に提出をする非課税口座簡易開設届出書について適用されます。

### (1) 改正前の制度の概要

非課税口座を新規に開設しようとする居住者<sup>(注)</sup>又は恒久的施設を有する非居住者<sup>(注)</sup>（非課税口座を開設しようとする年の1月1日において20歳以上の人に限り、以下「居住者等」といいます。）は、金融商品取引業者等の営業所の長を経由し、税務署長に対して非課税適用確認書の交付申請を行います。

非課税適用確認書の交付申請を受けた税務署長は、過去に同一の勘定設定期間に係る申請がないことを確認した上で、金融商品取引業者等の営業所の長を経由し、居住者等に非課税適用確認書を交付します。

居住者等は、税務署長から交付を受けた非課税適用確認書を添付した非課税口座開設届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出することにより、非課税口座を開設することができることとされています。

- (注) 1 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。以下同じです。  
2 非居住者とは、居住者以外の個人をいいます。以下同じです。

### (2) 改正の内容

上記(1)の開設手続に加えて、非課税口座を新規に開設しようとする居住者等は、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税適用確認書等の添付を要しない非課税口座簡易開設届出書の提出ができることとされ、その提出をした日に非課税口座を開設することができることとされました。

- (注) 1 この改正は、NISAが対象であり、未成年者少額投資非課税制度（以下「ジュニアNISA」といいます。）は対象外となります。  
2 既に非課税口座を開設している場合には、金融商品取引業者等の営業所の長に対し非課税口座簡易開設届出書の提出をすることはできません。  
3 平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請を行った場

合には、金融商品取引業者等の営業所の長に対し非課税口座簡易開設届出書の提出をすることはできません。

- 4 上記2又は3の場合に非課税口座簡易開設届出書の提出をして開設された非課税口座は、その開設のときから一般口座（課税対象）として取り扱われます。

2 NISAにおいて非課税口座廃止届出書を提出する居住者等が、その届出書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所の長に個人番号の告知をしていない場合には、その営業所の長が所轄税務署長に提供する廃止届出事項から個人番号を除外することとされました。

この改正は、平成30年4月1日以後に廃止届出事項が提供される場合について適用されます。

3 非課税口座内上場株式等について、NISAの非課税期間終了の日に、非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に特定口座を開設している場合には、その金融商品取引業者等の営業所の長に対する移管依頼書の提出により他の年分の非課税管理勘定又は特定口座以外の他の保管口座に移管されるものを除き、その特定口座に移管されることとされました。

(注) ジュニアNISAにおける非課税期間が終了した未成年者口座内上場株式等の移管（課税未成年者口座を構成する特定口座への移管を含みます。）についても同様の改正が行われました。

4 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、一定の譲渡制限付株式で、その譲渡制限が解除された時に、その譲渡制限付株式が管理されている口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に一定の方法により移管されるものが追加されました。

また、特定口座で管理されている上場株式等を発行した法人は、分割型分割等を行った場合には、その特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その上場株式等及びその特定口座を開設する者がその分割型分割等により取得した上場株式等の取得価額の計算に必要な情報を通知しなければならないこととされました。

これらの改正は、平成30年4月1日以後に譲渡制限が解除される一定の譲渡制限付株式及び同日以後に行われる分割型分割等について適用されます。

5 提出者の個人番号を記載しなければならないこととされている申告書等のうち、一定のものについて、提出者の個人番号の記載を要しないこととされました。

この改正は、平成30年4月1日以後に提出する申告書等について適用されます。

次に掲げる氏名又は住所の変更に係る申告書又は届出書（以下「申告書等」といいます。）を提出する場合には、その申告書等を提出する人の個人番号の記載を要しないこととされました（既に個人番号を提供済みの人に限りません。）。

- (1) (特別) 非課税貯蓄に関する異動申告書
- (2) (特別) 非課税貯蓄申告書を提出した人が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書
- (3) 利子、配当等の受領者の告知など、告知等をする人が告知等をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書
- (4) 交付金銭等又は償還金等の受領者が告知をすべき事項を記載した帳簿の記載事項の変更届出書
- (5) 特定寄附信託異動申告書
- (6) 特定口座異動届出書
- (7) 非課税口座異動届出書
- (8) 未成年者口座異動届出書
- (9) 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書

(注) (1)、(5)又は(9)の申告書を受理した金融機関等は、その申告書に、その提出者の個人番号を付記することとなります。

また、(1)から(8)までの申告書等の提出の際に必要な本人確認書類の提示について、その申告書等の提出をする人の個人番号を証する書類の提示に代えて、その変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又は住所が記載された住所等確認書類の提示ができることとされました。

6 配当等や無記名公社債の利子等について、その受領の都度告知等を要しないこととされる特例の適用を受ける人が、氏名又は住所の変更に係る告知等をする場合には、その人の個人番号の告知等を要しないこととされました（既に個人番号を告知済みの人に限りません。）。

この改正は、平成30年4月1日以後に氏名又は住所の変更等に係る告知等をする場合について適用されます。

7 公的年金等の支払者が年金の受給者本人に係る機構保存本人確認情報<sup>(注)</sup>の提供を受けて作成した帳簿を備えている場合におけるその帳簿は、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に個人番号の記載を要しないこととすることができる公的年金等の支払者が備え付けるべき帳簿に該当することとされました。

この改正は、平成30年4月1日以後に提出する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用されます。

(注) 機構保存本人確認情報とは、住民基本台帳法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報をいいます。

## 8 「恒久的施設（P E）」の定義等の見直しが行われました。

### (1) 改正の内容

イ 恒久的施設（以下「P E」といいます。）認定の人為的回避防止措置の導入

(イ) いわゆる代理人P Eについて、その範囲に、国内において非居住者又は外国法人（以下「非居住者等」といいます。）に代わって、その事業に関し、反復して一定の契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約である場合におけるその者を加えるとともに、独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係<sup>(注)</sup>にある者に代わって行動する者を除外することとされました。

(注) 「特殊の関係」とは、その個人又は法人との間の直接・間接の持分割合50%超の関係その他の支配・被支配の関係をいいます。

(ロ) 保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として保有する場所等については、その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合に限り、P Eに含まれないものとされました。

(注) この取扱いは、事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する非居住者等がその事業を行う一定の場所以外の場所（以下「他の場所」といいます。）においても事業上の活動を行う場合（これらの場所において行う事業上の活動が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限ります。）において、他の場所がその者のP Eに該当する等の一定の要件に該当するときは、その事業を行う一定の場所については、適用されません。

(ハ) いわゆる建設P Eの期間要件について、二以上に契約を分割して建設工事等の期間を1年以下とすることによりP Eとされる長期建設工事現場等に該当しないこととすることがその契約の分割の主たる目的の一つ

であったと認められる場合には、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除いて、分割された期間を合計して判定を行うこととされました。

ロ 租税条約上のPEの定義と異なる場合の調整規定等の整備

(イ) 我が国が締結した租税条約において国内法上のPEと異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、その租税条約においてPEと定められたものを国内法上のPEとすることとされました。

(注) 1 外国居住者等所得相互免除法についても同様の改正が行われました。

2 (イ)の改正に伴い、「組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除（租税条約に関する届出書〔様式19〕）」等の手続が廃止されました。

(ロ) いわゆる支店PEの範囲について、「その他事業を行う一定の場所」は全てこれに該当することとされました。

(ハ) 建設PEについて、建設PEを構成する場所を、国内にある長期建設工事現場等に限定することとされました。

(ニ) 代理人PEについて、その範囲から在庫保有代理人及び注文取得代理人が除外されるとともに、同業者代理人を除外する措置を廃止する等の改正が行われました。

(2) 適用関係

上記(1)の改正は、非居住者が平成31年（2019年）1月1日以後に支払を受けるべき所得税法第212条第1項に規定する国内源泉所得及び外国法人が平成31年（2019年）1月1日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき所得税法第5条第2項第2号に規定する外国法人課税所得について適用されます（その他所要の経過措置が講じられました。）。

9 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度について、適用期限が平成33年（2021年）3月31日（改正前：平成30年3月31日）まで延長されました。

10 国民年金法又は厚生年金保険法に規定する年金の支給を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、その権利の消滅時効を援用せずに居住者に支払われる年金については、源泉徴収を要しないこととされました。

この改正は、平成30年4月1日以後に支払われる年金について適用されます。

11 配当等とみなす金額について、対価の交付が省略されたと認められる非適格合併又は非適格分割型分割が行われた場合には、その非適格合併又は非適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人の株主等が株式その他の資産の交付を受けたものとみなして、対価の交付があった場合と同様に、その省略された対価を配当等とみなして計算することとされました。

この改正は、平成30年4月1日以後に行われる対価の交付が省略されたと認められる合併及び分割型分割について適用されます。

平成32年（2020年）1月1日以後に適用される改正事項

(注) 以下の項目1から10までの改正は、平成30年及び平成31年（2019年）については従前のとおりです。

1 給与所得控除の見直しが行われました。

この改正は、平成32年（2020年）分以後の所得税について適用されます。

- (1) 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。  
 (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

(注) 1 一定の要件を満たす居住者について、所得金額調整控除の適用を受けることができることとされました（詳しくは、下記4をご覧ください。）。

2 これらの改正に伴い、平成32年（2020年）分以後の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されます。

改正後の給与所得控除額は、次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円	その収入金額×40%
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円	その収入金額×30%＋18万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円	その収入金額×20%＋54万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円	その収入金額×10%＋120万円
850万円超1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		220万円

## 2 公的年金等控除の見直しが行われました。

この改正は、平成32年(2020年)分以後の所得税について適用されます。

- (1) 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。
- (2) 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額について、195万5千円が上限とされました。
- (3) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合には一律10万円を、2,000万円を超える場合には一律20万円を、それぞれ上記(1)及び(2)の見直し後の公的年金等控除額から引き下げるものとされました。

改正後の公的年金等控除額は、次のとおりです。

受給者の区分	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等控除額			
		改正後			改正前
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	区分なし	
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円	120万円
	330万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	(A) × 25% + 17万5,000円	(A) × 25% + 7万5,000円	(A) × 25% + 37万5,000円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	(A) × 15% + 58万5,000円	(A) × 15% + 48万5,000円	(A) × 15% + 78万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	(A) × 5% + 135万5,000円	(A) × 5% + 125万5,000円	(A) × 5% + 155万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円	
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円	70万円
	130万円超 410万円以下	(A) × 25% + 27万5,000円	(A) × 25% + 17万5,000円	(A) × 25% + 7万5,000円	(A) × 25% + 37万5,000円
	410万円超 770万円以下	(A) × 15% + 68万5,000円	(A) × 15% + 58万5,000円	(A) × 15% + 48万5,000円	(A) × 15% + 78万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	(A) × 5% + 145万5,000円	(A) × 5% + 135万5,000円	(A) × 5% + 125万5,000円	(A) × 5% + 155万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円	

### 3 基礎控除の見直しが行われました。

この改正は、平成32年(2020年)分以後の所得税について適用されます。

- (1) 基礎控除額が10万円引き上げられました。
  - (2) 合計所得金額が2,400万円を超える居住者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える居住者については基礎控除の適用はできないこととされました。
- (注) これらの改正に伴い、年末調整において基礎控除の額に相当する金額の控除を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければならないこととされました。
- 改正後の基礎控除額は、次のとおりです。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円 (所得制限なし)
2,400万円超2,450万円以下	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	-	

### 4 所得金額調整控除が創設されました。

この改正は、平成32年(2020年)分以後の所得税について適用されます。

- (1) その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。
- (注) この改正に伴い、年末調整において(1)の所得金額調整控除の適用を受けようとする人は、所要の事項を記載した「所得金額調整控除申告書」を提出しなければならないこととされました。
- (2) その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合には、10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円）の

合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除することとされました。

**5 上記1から4までの改正に伴い、各種所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の見直しが行われました。**

この改正は、平成32年(2020年)分以後の所得税について適用されます。

- (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が48万円以下(改正前:38万円以下)に引き上げられました。
- (2) 源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件が95万円以下(改正前:85万円以下)に引き上げられました。
- (3) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が48万円超133万円以下(改正前:38万円超123万円以下)とされ、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分が、それぞれ10万円引き上げられました。
- (4) 勤労学生の合計所得金額要件が75万円以下(改正前:65万円以下)に引き上げられました。
- (5) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円(改正前:65万円)に引き下げられました。

**6 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等の見直しが行われました。**

この改正は、平成32年(2020年)1月1日以後に支払われる上場株式等の配当等について適用されます。

- (1) 支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に記載する額を、その支払の取扱者が源泉徴収するその上場株式等の配当等に係る所得税の額から控除することとされました。
  - イ 証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の収益の分配 その証券投資信託等又は特定受益証券発行信託の信託財産について納付した所得税(外国所得税を含みます。)の額のうちその収益の分配に対応する部分の金額
  - ロ 特定目的会社の利益の配当 その特定目的会社が納付した外国法人税の額のうちその利益の配当に対応する部分の金額
  - ハ 投資法人の投資口の配当等 その投資法人が納付した外国法人税の額のうちその配当等に対応する部分の金額
  - ニ 特定目的信託の受益権の剰余金の配当 その特定目的信託に係る受託

法人が納付した外国法人税の額のうちその剰余金の配当に対応する部分の金額

- (2) 上記(1)により控除する外国所得税及び外国法人税（以下「外国所得税等」といいます。）の額は、その上場株式等の配当等に係る所得税の額に証券投資信託等若しくは特定受益証券発行信託、特定目的会社、投資法人又は特定目的信託の外貨建資産への運用割合を乗じた額を限度とします。また、一定の外国所得税等の額はその上場株式等の配当等の金額に加算することとされました。
- (3) 上記(1)により控除された外国所得税等の額に相当する金額は、分配時調整外国税相当額控除の対象とされ、その上場株式等の配当等の交付を受ける者のその年分の所得税の額から控除できることとされました（法人税についても同様です。）。
- (注) 上記(1)の支払の取扱者は、上場株式等の配当等の交付を受ける者に対し、上記(1)により控除する外国所得税等の額に相当する金額等を通知しなければならないこととされました。

## 7 信託財産に係る利子等の課税の特例等の見直しが行われました。

この改正は、平成32年（2020年）1月1日以後に支払われる収益の分配について適用されます。

- (1) 集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する外国所得税の額は、その収益の分配に係る所得税の額にその集団投資信託の外貨建資産への運用割合を乗じた額が限度とされました。
- (2) 受益権を他の証券投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託の信託財産について納付した所得税（外国所得税を含みます。）の額は、信託財産をその証券投資信託の受益権に対する投資として運用することを目的とする公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募以外の方法により行われたものの収益の分配に係る所得税の額から控除できることとされました。
- (3) 集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除されたその集団投資信託の信託財産について納付された外国所得税の額のうち、その支払を受ける者の収益の分配に対応する部分の額に相当する金額は、分配時調整外国税相当額控除の対象とされ、その者のその年分の所得税の額から控除できることとされました（法人税についても同様です。）。
- (4) 上記(3)の支払を受ける者がその支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収税額は、上記(3)により控除できる外国所得税の額に相当する金額の控除後

の金額とされました。

(注) 集団投資信託を引き受けた法人は、その集団投資信託の収益の分配の支払を受ける者に対し、上記(3)により控除できる外国所得税の額に相当する金額等を通知しなければならないこととされました。

8 特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例、投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例、特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例及び特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例について、特定目的会社の利益の配当、投資法人の配当等、特定目的信託の剰余金の配当及び特定投資信託の剰余金の配当に係る所得税の額から控除する外国法人税（その特定目的会社等が納付した外国法人税をいいます。）の額は、その利益の配当等に係る所得税の額に外貨建資産への運用割合を乗じた額を限度とするなどの改正が行われました。

この改正は、平成32年（2020年）1月1日以後に支払われる利益の配当等について適用されます。

9 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅借入金等特別控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供が可能となりました。

この改正は、平成32年（2020年）10月1日以後に提出する年末調整関係書類について適用されます。

#### (1) 改正前の制度の概要

イ 給与等の支払を受ける人で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けるものは、給与等の支払者に給与所得者の保険料控除申告書（以下「保険料控除申告書」といいます。）を書面により提出し、又は電磁的方法により提供することとされており、この提出又は提供の際に、保険料控除証明書（以下「控除証明書」といいます。）を給与等の支払者に書面により提出し、又は提示する必要があります。

ロ 給与等の支払を受ける人で年末調整の際に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下「住宅ローン控除」といいます。）の適用を受けるものは、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書（以下「住宅ローン控除申告書」といいます。）に住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書（以下「住宅ローン控除証明書」といいます。）及び住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（以下「年末残高等証明書」といいます。）を添付して、給与等の支払者に書面により提出し、又は提示することとされています。

## (2) 改正の内容

イ 給与等の支払を受ける人で年末調整の際に生命保険料控除又は地震保険料控除の適用を受けるものは、保険料控除申告書を電磁的方法により提供する場合には、その保険料控除申告書に添付すべき控除証明書の書面による提出又は提示に代えて、その控除証明書に記載されるべき事項が記録された情報でその控除証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、その保険料控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとされました。

ロ 給与等の支払を受ける人で住宅ローン控除の適用を受けるものは、住宅ローン控除申告書の書面による提出に代えて、その住宅ローン控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。

また、住宅ローン控除申告書を電磁的方法により提供する場合には、住宅ローン控除申告書に添付すべき住宅ローン控除証明書又は年末残高等証明書の書面による提出又は提示に代えて、その住宅ローン控除証明書又は年末残高等証明書に記載すべき事項が記録された情報でその住宅ローン控除証明書又は年末残高等証明書の発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを、住宅ローン控除申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができることとされました。

(注) 給与等の支払者がその給与等の支払を受ける人から扶養控除等申告書、保険料控除申告書等の源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受けるためには、あらかじめ給与支払事務所等の所轄税務署長に対し「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、その承認を受ける必要があります。

なお、承認を受けるための申請書の提出をした日の属する月の翌月末日までにその承認又は不承認の決定がなかったときは、その提出日の属する月の翌月末日において承認があったものとみなされます。

詳しくは、国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】をご覧ください。

10 非居住者に対して支払う公的年金等に係る源泉所得税の額を算出する際の控除額計算の基礎となる額について、65歳未満の者については5万円（改正前：6万円）に、65歳以上の者については9万5千円（改正前：10万円）に、それぞれ引き下げることとされました。

この改正は、平成32年（2020年）分以後の所得税について適用されます。

e-Tax又は光ディスク等による支払調書の提出義務基準が「100枚以上」に引き下げられました。

この改正は、平成33年（2021年）1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用されます。

所得税法等の規定により提出する調書、源泉徴収票及び計算書（以下「調書等」といいます。）について、その調書等の種類ごとに、その年の前々年の1月1日から12月31日までの間に提出すべきであった枚数が100枚以上（現行：1,000枚以上）であるものについては、平成33年（2021年）1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となります。

## 租税条約関係（未発効）

### ○ デンマーク王国との新租税条約が署名されました

日本とデンマーク王国との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約」の署名が行われました。

新条約は、昭和43年に発効した現行条約を全面的に改正するものであり、具体的には、事業利得に対する課税の改正、投資所得に対する課税の更なる軽減のほか、条約の濫用防止措置、相互協議手続における仲裁手続及び租税債権の徴収共助の導入並びに租税に関する情報交換の拡充を行うものです。

新条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税の改正
- 2 投資所得に対する課税の更なる軽減

	配当	利子	使用料
現行条約	10%（議決権保有割合25%以上・保有期間12月以上） 15%（その他）	10%	10%
改正条約	免税（持分 <sup>(注)</sup> 保有割合10%以上・保有期間6月以上） 免税（年金基金受取） 15%（その他）	原則免税	免税

(注) 持分とは、日本法人支払の場合は議決権、デンマーク法人支払の場合は資本を指します。

- 3 条約の特典の濫用防止規定の導入
- 4 相互協議手続における仲裁制度
- 5 情報交換及び徴収共助の導入

新条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、平成30年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成31年（2019年）1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。なお、情報交換及び徴収共助に関する規定は、新条約が効力を生ずる日から適用されます。

### ○ アイスランド共和国との租税条約が署名されました

日本とアイスランド共和国との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの

間の条約」の署名が行われました。

日本とアイスランド共和国の間では、これまで租税条約は存在せず、本条約は、両国の緊密化する経済関係等を踏まえ、新たに締結されるものです。

本条約は、両国間で生ずる二重課税を除去するため、両国において課税することができる所得の範囲を定める規定等を設けています。

また、本条約の締結によって、両国の税務当局間において、条約の規定に従っていない課税についての協議、租税に関する情報交換及び租税債権の徴収共助の実施が可能となります。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税

配当	利子	使用料
免税（持分 <sup>(注)</sup> 保有割合25%以上・保有期間6月以上）	原則免税	免税
免税（年金基金受取）		
5%（持分 <sup>(注)</sup> 保有割合10%以上・保有期間6月以上）		
15%（その他）		

(注) 持分とは、日本法人支払の場合は議決権、アイスランド法人支払の場合は資本を指します。

- 3 条約の特典の濫用防止
- 4 相互協議手続及び仲裁制度
- 5 情報交換及び徴収共助

本条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、平成30年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成31年（2019年）1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。なお、情報交換及び徴収共助に関する規定は、本条約が効力を生ずる日から適用されます。